

## 雇用対策法

(昭和四十一年七月二十一日法律第二百三十九号)

最終改正：平成一六年六月一日法律第一〇三三号

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 雇用対策基本計画(第八条・第九条)
- 第三章 求職者及び求人者に対する指導等(第十条—第十五条)
- 第四章 技能労働者の養成確保等(第十六条・第十七条)
- 第五章 職業転換給付金(第十八条—第二十三条)
- 第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置(第二十四条—第二十六条)
- 第七章 雜則(第二十七条—第三十一条)

### (目的)

第一条 この法律は、国が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡する「」ことを促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮する「」ことができるよう、「」これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資する「」ことを目的とする。

第二条 この法律の運用にあたつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、技能を習得し、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲をたかめ、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するよう努めなければならない。

### (定義)

第二条「」の法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所(職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号))の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。)及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。

### (基本的理念)

第三条 労働者は、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施される「」により、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

### (国の施策)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 各人がその有する能力に適合する職業に就く」とをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。

二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。

三 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実すること。

四 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

五 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ及び継続雇用制度の導入の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。

六 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

七 その他労働者がその有する能力を有效地に發揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

2 国は、前項に規定する施策及び「これに関連する施策を講ずるに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まつて、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有效地に發揮することとの妨げとなつてゐる雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならない。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まつて、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第六条 事業主は、事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止（以下「事業規模の縮小等」といふ。）に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行う」とにより、その職業の安定を図るよつて「努めなければならない。

第七条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に發揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えるように努めなければならない。

## 第二章 雇用対策基本計画

### （雇用対策基本計画の策定等）

第八条 国は、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるよつてするために必要な雇用に関する基本となるべき計画（以下「雇用対策基本計画」といふ。）を策定しなければならない。

2 雇用対策基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 雇用の動向に関する事項
- 2 第四条第一項各号に掲げる事項について講じよつとする施策の基本となるべき事項
- 3 雇用対策基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならず、かつ、職種、技能の程度その他労働力の質的側面を十分考慮して定められなければならない。
- 4 国は、必要がある場合には、雇用対策基本計画において、特定の職種、中小規模の事業等に関する特別の配慮を加え、その労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るために必要な総合的な施策を定める」とができる。

5 厚生労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成して閣議の決定を求めるべからざる。

6 厚生労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、及び都道府県知事の意見を求めるところにて、その概要について経済財政諮問会議の意見を聞かなければならぬ。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、雇用対策基本計画の概要を公表しなければならない。

8 前三項の規定は、雇用対策基本計画の変更について準用する。

#### (関係機関への要請)

第九条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、雇用対策基本計画の策定のための資料の提出又は雇用対策基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。

### 第三章 求職者及び求人者に対する指導等

#### (雇用情報)

第十条 厚生労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に関する情報(以下「雇用情報」という。)を収集し、及び整理しなければならない。

2 厚生労働大臣は、雇用情報を、求職者、求人者その他の関係者及び職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関その他の関係機関が、職業の選択、労働者の雇入れ、職業指導、職業紹介、職業訓練その他の措置を行うに際して活用することができるよう提供するものとする。

3 厚生労働大臣は、雇用情報の収集、整理及び活用並びに利用のための提供が迅速かつ効果的に行われるために必要な組織を維持し、及び整備しなければならない。

(職業に関する調査研究)

第十一條 厚生労働大臣は、職業の現況及び動向の分析、職業に関する適性の検査及び適応性の増大並びに職務分析のための方法その他職業に関する基礎的事項について、調査研究をしなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の調査研究の成果(以下「職業に関する調査研究の成果」という。)について準用する。

(指針)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条に定める事項に関する、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

(求職者に対する指導)

第十三条 職業紹介機関は、求職者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、「これに基づき職種、就職地その他の求職の内容、必要な技能等について指導することにより、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択すること」を促進し、もつて職業選択の自由が積極的に生かされるように努めなければならない。

(求人者に対する指導)

第十四条 職業紹介機関は、求人者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、「これに基づき求人の内容について指導することにより、求人者が当該作業又は職務に適合する労働者を雇い入れること」を促進するように努めなければならない。

2 職業紹介機関は、労働力の需給の適正な均衡を図るために必要があると認めるときは、求人者に対して、雇用情報等を提供し、かつ、「これに基づき求人の時期、人員又は地域その他の求人の方法について指導すること」ができる。

(雇用に関する援助)

第十五条 職業安定機関及び公共の職業訓練機関は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対しても必要な助言その他措置を行わなければならない。

#### 第四章 技能労働者の養成確保等

##### (職業訓練の充実)

第十六条 国は、職業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充実するために必要な施策を積極的に講ずるものとする。

2 国は、公共の職業訓練機関が行う職業訓練と事業主又はその団体が行う職業訓練とが相互に密接な関連のもとで行われ、産業人として有為な技能労働者が養成され、及び確保されるように図らなければならない。

##### (技能検定制度の確立)

第十七条 国は、技術の進歩の状況、円滑な再就職のために必要な技能の水準その他の事情を考慮して、事業主団体その他の関係者の協力の下に、技能評価のための適正な基準を設定し、「これに準拠して労働者の有する技能の程度を検定する制度を確立し、並びにこれを拡充し、及び普及する」とにより、労働者の技能の向上及び職業の安定並びに技能労働者の経済的・社会的地位の向上を図るように努めるものとする。

#### 第五章 職業転換給付金

##### (職業転換給付金の支給)

第十八条 国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業に就く」とを容易にして、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対し、政令で定める区分に従い、次に掲げる給付金（以下「職業転換給付金」といふ。）を支給することができる。

- 一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金
- 二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金
- 三 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金
- 四 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金
- 五 求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める給付金

（支給基準等）

- 第十九条 職業転換給付金の支給に關し必要な基準は、厚生労働省令で定める。
- 2 前項の基準の作成及びその運用に當たつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に參照し、求職者の雇用が促進されるよう「配慮しなければならない。

（国の負担）

第二十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担する。

（譲渡等の禁止）

第二十一条 職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、「」の限りでない。

#### (公課の禁止)

第二十二条 租税その他の公課は、職業転換給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として、課することができない。

#### (連絡及び協力)

第二十三条 都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行われるように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

### 第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置

#### (再就職援助計画の作成等)

第二十四条 事業主は、その実施に伴い、一の事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等であつて厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職を余儀なくされる労働者の再就職の援助のための措置に関する計画(以下「再就職援助計画」という。)を作成しなければならない。

2 事業主は、前項の規定により再就職援助計画を作成するに当たつては、当該再就職援助計画に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならない。当該再就職援助計画を変更しようとするときは、同様とする。

3 事業主は、前二項の規定により再就職援助計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

4 公共職業安定所長は、前項の認定の申請があつた場合において、その再就職援助計画で定める措置の内容が再就職の促進を図る上で適当でないと認めるときは、当該事業主に対し、その変更を求める」とができる。その変更を求めた場合において、当該事業主がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わない」とができる。

5 第三項の認定の申請をした事業主は、当該申請をした日に、第二十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十五条 事業主は、一の事業所について行おうとする事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、厚生労働省令で定めると「」により、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に関し、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受ける」とができる。当該再就職援助計画を変更したときも、同様とする。

2 前条第一項の規定は前項の規定により再就職援助計画を作成し、又は変更する場合について、同条第四項及び第五項の規定は前項の認定の申請があつた場合について準用する。

(円滑な再就職の促進のための助成及び援助)

第二十六条 政府は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者(以下「援助対象労働者」といふ。)の円滑な再就職を促進するため、雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)第六十二条の雇用安定事業として、第二十四条第三項又は前条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画に基づき、その雇用する援助対象労働者に関する、求職活動をするための休暇(労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)の付与その他再就職の促進に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとする。

## (国と地方公共団体との連携)

第二十七条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

## (大量の雇用変動の届出等)

第二十八条 事業主は、その事業所における雇用量の変動(事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生する)とをいう。)であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの(以下「大量雇用変動」という。)については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 國又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。」の場合において、國又は地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を含む。)は、当該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、公共職業安定所長に通知するものとする。

3 第一項の届出又は前項の通知があつたときは、國は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出又は通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

- 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にして、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。

- 公共の職業訓練機関において必要な職業訓練を行うこと。

## (報告の請求)

第二十九条 都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に關し必要な事項について報告を求めることができる。

(適用除外)

第三十条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

2 第六条、第七条、第十二条及び第六章の規定は、國家公務員及び地方公務員については、適用しない。

(罰則)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者
- 二 第二十九条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。